

京都総合法律事務所メールマガジン 2024年11月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

11月上旬にニューヨークに行きました。日本人がほとんどおらず、タイムズスクエアで出会った日本人に「あれ？日本の方ですか？珍しいですね！」と会話を交わすほどでした。キャッシュレスがめっちゃめっちゃ進んでいて、地下鉄も手持ちのクレジットカードでピッとやれば良いですし、チップまでキャッシュレスになっていて気楽でした。久しぶりの海外でしたので、JALの綺麗さにもびっくりしました。時差ぼけもなく、メールとChatworkで仕事もできましたので、今後も色々行きたいと思います。

それでは、今月のメルマガを始めます。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★当事務所主催セミナー★**【No.1 表示セミナー】**

担 当 : 弁護士 伊山正和

日 時 : 2024年12月5日(木) 11:00~12:00 (受付開始 10:45~)

会 場 : オンライン (Zoom)

費 用 : 無料

<当日お伝えさせていただくこと(予定・一部)>

1. 令和6年9月「No.1 表示に関する実態調査報告書」の論点
 2. 顧客満足度 No1 で違反した企業の事例解説
 3. 広告表示における留意点と広告作成時の勘所
- など、大注目のセミナーです。

お申込みはこちらから！

<https://kyotosogo-law.com/post-5524/>

★YouTube で配信中★**【京都総合法律事務所 公式？YouTube】**

有益な動画を無料でお届けします。

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント？ 運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる？ 同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

<https://www.youtube.com/@user-cz1cd9im1j/videos>

◆労務◆

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストをご紹介します。

〈PIP と解雇〉 再生回数：2つ合わせて約2万2000回

よろしくない従業員に特定の課題を与えて集中指導するという PIP と呼ばれる方法があり、その成績不良を理由に解雇に結びつけようという向きが時々ありまして。しかし PIP の結果、ちょっとでもマシになっていけば、かえって解雇が認められない根拠になりますゆえ、用法用量にご注意をば(東京地判 R6.3.18)

こちらは以前より何度かキイキイ申し上げていたことをございまして、裁判例では PIP はあくまでも従業員の「改善」を目的としているものであるゆえ、「良くなったん?ほなら解雇なんかせんでええやん」という論に行きやすいわけです。ゆえに PIP は、解雇とは一旦距離を置いて実施すべきといえます。

〈同意書は中身と経過が勝負所〉 再生回数：2つ合わせて約1万1000回

「同意書をとれば良いでしょ?」というご意見はよく承るのですが、労働実務では「こんな不合理な条件への同意は心の底からのものじゃない」などとしてすっ飛ばす技術が開発されているので、書面をとれば良いってものではございません。同意書の中身と経過が合理的かどうか勝負所となるわけです。

このノリで「退職届は書いたが錯誤があったので取り消す」というご主張がカジュアルに出てくることあるのですが、そもそも何の錯誤があったのかもわからんようでは、労働者様のご主張といえどさすがに…と信じております。いや、さすがに…ですよ?

〈退職金名目の解雇予告手当〉 再生回数：2つ合わせて約8500回

退職金制度などないのに解雇した従業員に解雇予告手当やら懲戒検討中の休職期間中の手当などをひっくるめて「退職金」名目で支払っていた事例につき、解雇予告手当未払との請

求がなされた事例がありまして。事業所側からしたら二重払いなのですが、「退職金」としたのはそっちだろとのご主張です(続く)

退職金制度がないことはこの従業員もご存じて、だったらこれが退職金と信じる根拠もなく、実態的にも解雇予告手当等とみて計算も合うという事情もあり、従業員側の主張が斥けられた例がありました(東京地判 R3.5.28)。「書いてあるから払え」主張は時々ありますが、知っててそれはズルいと思うのです。

＜実労働時間の証明資料＞ 再生回数：2つ合わせて約 6300 回

実労働時間の証明資料がなければ残業代請求もできまいと、使用者側にて関係資料の開示を拒んだとて、文書提出命令をかけられることもありますところ、そもそも「ない」場合にはどうなるか。本当はないなら仕方ないのですが「本当はあるでしょ？」と信じなかった例があるようです(東京高判 R5.11.14)。

そもそも労働時間を管理する文書は労基法 109 条で 5 年間の保存義務の対象となるわけで、法律上は「ないはずない」というのですが、そんなにちゃんとしてる事業所ばかりではないのです。こちらの事例、理由の説明がふわふわだったという事情が「うそやろ？」と思われた特殊ケースであるとお含みいただければ。

＜管理監督者に参考となる通達＞ 再生回数：約 5100 回

裁判所が管理監督者を認めるお気持ちをほぼお持ちでなく、取締役であってもダメとなる場合を示唆した例があることはご案内のことかと(京都地判 H27.7.31)。今般、スタートアップ企業との関係でこのあたりを整理した通達が出ており、大変まとまっておりますゆえご参考まで(令和 6 年 9 月 30 日基発 0930 第 3 号)

フォローしておくところな有益なポストが自動的に届きます！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【カスハラ対応】

カスハラ対応をどの分野に位置づけるかと言われれば、まずはカスハラの最前線に立ってくれている従業員を守るという姿勢から労務です。

大好評の前田弁護士のカスハラセミナーでもご紹介させていただいた東京都のカスハラ条例の続報で、東京都では、「カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議」が開催されており、ガイドライン策定に向けた検討が進んでいます。

議論状況も含め、今そこにあるカスハラへの処方箋としてとても有用だと思しますので、カスハラにお悩みの皆様は、ガイドラインの案を参考しつつ、前田弁護士への相談予約をしてください！

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuhara_kaigi/02/index.html

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会のHPに掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月1回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

【資料収集・持出し行為に関する近時の裁判例】

消費者庁が、「資料収集・持出し行為に関する近時の裁判例」を公表しました。

- 就業規則違反等、懲戒事由該当性については広く認められる傾向にある一方、処分相当性の判断の段階で通報者に有利な事情を斟酌するなどして結論として処分無効とする裁判例がいくつか見受けられる（裁判例①、②）
- 資料収集・持出し行為に関する懲戒処分が有効とされた事案については、公益目的が否定されるなど（裁判例③、④）、そもそも公益通報者保護法上の保護要件を満たさない可能性があるものが見受けられる。

との分析がなされています。

<裁判例①>

児童に関する記録データを持出すなどした行為についてなされた懲戒処分について、資料持出の必要性までは認められず違法性阻却は認められなかった（懲戒事由に該当すると判断された）が、裁量権の逸脱又は濫用の違法があるか否かの検討において、公益通報目的であったことが有利に考慮され、懲戒処分が取り消された事例（京都地判令和元年8月8日労判1217号67頁）

<裁判例②>

大学の理事会資料等を外部に交付するなどした行為についてなされた懲戒処分について、公益通報を理由とするものではないとされ違法性阻却は認められなかった（懲戒事由

に該当すると判断された) が、裁量権の逸脱又は濫用の違法があるか否かの検討について、資料を共有した範囲が限定されることや大学側に損害が生じていないこと等が有利に考慮され、懲戒処分が取り消された事例 (大阪地判令和2年3月25日労判1232号59頁)

<裁判例③>

他人のPCやUSBを無断で使用してデータを取得したこと等を理由として解雇がされたことについて、問題がほぼ解決したと認められる時期の取得であったことや告発の内容と無関係のデータを取得していたことが不利に考慮され、解雇処分が有効とされた事例 (広島高裁松江支部平成25年10月23日)

<裁判例④>

同僚である小学校教員のPCに接続されていたUSBメモリを取得し新聞社に郵便により送付した行為により窃盗・器物損壊の被疑事実で逮捕の後、懲戒解雇されたことについて懲戒事由該当性及び処分相当性いずれも認められるとして、懲戒処分の取消しが認められなかった事例 (熊本地判令和2年11月11日労判ジャーナル108号22頁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/assets/consumer_partnerships_cms205_241115_06.pdf

◆IPO・M&A・事業再生◆

【上場審査に関するFAQ集】

東証が「上場審査に関するFAQ集」を更新しました。

- ・最近の赤字上場事例
- ・上場準備期間におけるM&A
- ・予実乖離や業績予想開示

等について有益なQ&Aが掲載されています。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/nlsgeu0000006b1l-att/faq20241111.pdf>

【早期の事業再生を図る新たな制度の方向性】

経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、（直接の商取引に影響しない）金融債務の整理を迅速に行うことで、早期の事業再生を円滑に行うことができる制度の検討が進められています。

金融機関の全行同意ではなく、第三者機関と裁判所の関与により 3/4 の同意があれば権利変更が可決されるという制度です。

使いやすい制度となることを期待します！

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/pdf/004_03_00.pdf

【各種契約書のサンプル】

中小 M&A ガイドラインに掲載されている各種契約書のサンプルはこちらです。ただし！
こういうサンプルはそのまま使うと大変なことになりかねませんので、ちゃんとプロのチェックを受けていただき、正しくお使いください。

<掲載されているサンプル>

- ・ 仲介契約書
- ・ 仲介契約/FA 契約の重要事項説明書
- ・ 秘密保持契約書
- ・ 基本合意書
- ・ リスク説明書
- ・ 株式譲渡契約書
- ・ 事業譲渡契約書
- ・ 株式譲渡契約/事業譲渡契約におけるリスク事項についての説明書

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002.html>

◆知的財産・AI◆

【権利者（クリエイター）のための手引き】

AI時代の知的財産権検討会が「中間とりまとめ」として「権利者のための手引き」を公表しました。

ChatGPTに「権利者に期待される取組事例の内容を要約してください。」とオーダーしたところ、以下のとおりでした。

知的財産権者が取るべき具体的な行動として、以下が挙げられています：

自社の知財を活用した競争力強化と収益最大化。

他者の権利侵害防止のためのモニタリング体制構築。

知財ライセンスの適正利用と管理。

国際展開時の知財保護や現地法対応の準備。

社内外での知財教育や啓発活動。

これにより、知財の適切な管理と経済的価値の向上を目指しています。

この要約が正しいかも含めてチェックしてみてください！

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf

【AI事業者ガイドライン（第1.0版）】

「AI事業者ガイドライン」が公表されました。ChatGPTの要約は次のとおりです。

このガイドラインは、AI技術の社会実装を推進するための課題や政策の方向性を詳述しています。AIの産業活用では、労働力不足への対応や生産性向上を目指し、製造業やサービス業での具体的応用事例を想定しています。また、データの透明性と公正性を確保する枠組みとして、AIアルゴリズムのバイアス検証やリスク評価の仕組みを導入する方針が示されています。倫理面では、AIが人権侵害や不平等を引き起こさないための基準を設ける必要性が強調され、企業や研究機関への指針を策定します。さらに、国際協力を通じてグローバルルール形成や標準化への積極的な関与を進める姿勢が示されています。これにより、AIの安全かつ効果的な普及と持続可能な社会実現を目指しています。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

【Web制作において気を付けるべき著作権とは】

Web制作において、著作権は非常に重要な要素です。適切な知識と対策を持つことで、トラブルを未然に防ぐことができます。

本コラムでは、Web制作に関わる著作権について詳しく解説し、具体的な注意点や対策方法をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/post-5427/>

【知財取引GLと契約書のひな形】

中小企業が、知的財産取引を適正に推進するための対応策として、問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、「知的財産取引に関するガイドライン」と契約書のひな形を公表しました。

<公表されたひな形>

- ・秘密保持契約書
- ・共同開発契約書
- ・知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書
- ・知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

◆広告規制・消費者契約◆**【誇大広告による業務停止命令】**

商品のランディングページに、「10秒で黄ばみ消えた！・・・本当に10秒歯に塗るだけで歯が真っ白になったんです！」、商品の効能を示す歯の画像の表示、「つまり！オーデントを10秒塗るだけで・黄ばみを落とす・永久に白い歯をキープ」等の表示をしていたケースについて、誇大広告（特定商取引法違反）にあたるとして業務停止命令を受けました。

【ステマに対する措置命令】

大正製薬が、商品の無償提供及び対価の提供を条件に、第三者に Instagram に商品に関する投稿を依頼し、その依頼に基づいて第三者が投稿した表示について、一部を抜粋して、自社ウェブサイトにおいて、「Instagram で注目度上昇中♪」等の表示していたことについて、ステマ規制に違反するものとして措置命令を受けました。

【ステマ規制の概要と罰則等！景品表示法との関係と企業が取べき対策】

ステマ規制の解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・ステマ（ステルスマーケティング）とは？
- ・ステマ規制の重要性
- ・違法と見なされるステマ規制の事例
- ・ステマ規制違反を防ぐ手法

<https://kyotosogo-law.com/post-5400/>

【不実証広告とは？景品表示法との関係と企業が取べき対策】

不実証広告規制についての解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・不実証広告とは？
- ・違法と見なされる不実証広告規制の事例
- ・不実証広告における合理的な根拠とは
- ・不実証広告におけるペナルティ

<https://kyotosogo-law.com/post-5454/>

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prt看imes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。

実際に指摘を受けて裁判となったり、裁判前に削除に至ったりした条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<マイナポータルの利用規約>

- ▲ 利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わない旨定める条項
- ▲ マイナポータルの利用に関連してデジタル庁と利用者間に生ずる全ての訴訟について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める条項

<中古自動車の売買契約>

- ▲ 契約成立後、買主たる消費者が契約を解除した場合、解除の時期にかかわらず一律に消費者が申込金及び預り金の返還請求をできないとする旨の条項
- ▲ 事業者が自己の都合により契約に応じられない場合に、消費者は一切の異議申立てができないとする旨の条項
- ▲ 契約車両が中古車である場合、消費者と事業者との間で交わされた契約書記載の走行距離・前使用者の使用態様等により通常生じる瑕疵について、消費者は一切の異議申立てができないとする旨の条項
- ▲ 事業者の責めに帰すべき事由によって車両に修理が必要な場合に、「保証無」のときに修理費用を消費者負担とする条項
- ▲ 下取車を事業者が再査定した場合、その再査定価格をもって下取価格を消費者に強いる旨の条項
- ▲ 事業者の無料によるサービス等の用命事項について、消費者が事業者の責任を問うことができないとする旨の条項
- ▲ 写真画像の使用方法について「思いもよらぬ損害」が消費者に生じた場合において事業者が損害賠償義務が無いとする旨の条項
- ▲ 契約車両の車外パーツ取付けによる不具合がある場合でも、消費者は一切の異議申立てができないとする旨の条項

- ▲ 消費者の要望により契約書に記載した事項について、事業者が違反した場合でも消費者は一切の異議申立てができないとする旨の条項

◆承継・相続◆

【新判例（養子縁組前の養子の子はその養子の兄弟姉妹の代襲相続人になれるか）】

被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子（この場合の養子縁組前の養子の子は、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者に当たる。）は、養子を代襲して相続人となることができないとの新判例（最判令和6年11月12日）が出ましたので、ご紹介します。

結論は過去の最高裁判例の論理からすればまあそうなるよねというのが第一印象ですが、条文の解釈や論理を考えると東京高裁の判断もあり得るのかと悩ましくなる事案です。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=93490

【きょうと市民相続相談センター】

（一社）きょうと市民相続相談センターは、「相続を通じて家族みんなの笑顔を作る」をモットーとして相続に関するあらゆるお悩みに対応すべく無料相談回を定期的に開催しています。

<https://www.shiminsouzoku.com/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%84%A1%E6%96%99%E7%9B%B8%E8%AB%87%E4%BC%9A/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

<https://kyotosogo->

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d)

[%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所の「クレームガード」で「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、

将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年11月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

横浜ベイスターズの素晴らしい日本一。10月号のメルマガを発行した時点ではまさかこのような展開になるとは…。潮目が変わったのは「宮城の方が断然いい」との発言だという報道もありましたが、私のメルマガのせいです。ホークスファンの皆様、ごめんなさい。

WBSCプレミア12の日本代表で見事に4番を務め、ベストナインにも選ばれた「うちの森下」率いる阪神タイガースは、大山悠輔内野手のFA宣言にハラハラですが、人格者である大山選手の選択がどちらであっても心から指示します。正直なところ、今年のオフは日本一もあってちょっと緩んだと反省している選手もいるんじゃないかなと思います。人間だからそれでも良いと思います。その分は、クライマックスシリーズ&日本シリーズでのベイスターズの素晴らしい集中力と同じくらいの集中力でオフにしっかりと鍛えてください！

F1は、先月のメルマガで試練の時を迎えていると書いた角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップRB）が素晴らしい成果を挙げました。

ブラジルGPでは予選3位！大雨の中、水しぶきを切り裂いてホームストレートに現れた姿は最高でした。決勝も大雨の中でウェットタイヤへの切り替えに成功し、これは表彰台？というところで赤旗中断という不運もありながら、見事な7位！

ラスベガスGPも予選7位から、決勝ではレッドブルのセルジオ・ペレス選手とのバトルに打ち克ち見事な9位。

臥薪嘗胆。待てば海路の日和あり。辛いときこそ自分の仕事に集中すれば、ちゃんとまわってきます。

さあ、今年もあと1か月ですよ！

おかげ様で沢山のご依頼をいただいております、その全てに全力で対応させていただいております！ご依頼があればあるほど我々の底力がアップしますので、遠慮せずどんどんご依頼ください！

頼んで良かったと思っただけのよう、2024年も最後まで走り切ります！

今年のトラブルは今年のうちに！

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com